

難病のある方への 福祉ガイドブック

つくば市

つくば市

難病のある方への福祉ガイドブック

はじめに

つくば市では、難病や障害のある方々が、地域社会の一員として安心した生活がおくれるよう福祉サービスの充実を目指しています。

障害者総合支援法が施行され、法の対象となる障害の範囲に「難病等」が追加されたことにより、現在では政令で定められた疾病（※）に罹患されている方についても、障害者手帳の有無にかかわらず、必要と認められた場合に、障害福祉サービスを利用することができます。

ご利用にあたって申請が必要な制度もありますので、詳しくは、直接各担当窓口にお問い合わせください。

なお、福祉相談については、来庁することが困難な方の場合、電話相談等に対応することもできます。

皆様に広くご利用いただき、役立てていただければ幸いです。

（※）1 ページ「障害福祉サービス等の対象となる疾病【369 疾病】」をご参照ください。

◎このガイドブックは、令和6年4月現在の内容となっています。

発行後の制度改正等により、掲載内容と実際の状況が異なっている場合があります。

も く じ

1	令和6年4月1日からの障害者総合支援法の対象疾病一覧（369疾病）	－ 1 ～ 4 －
2	指定難病特定医療費の助成	－ 5 －
3	難病患者福祉金	－ 5 －
4	小児慢性特定疾病医療費の助成	－ 5 －
5	いばらき身障者等用駐車場利用証制度	－ 6 －
6	ヘルプマーク・ヘルプカード	－ 6 －
7	障害福祉サービスの概要（難病）	－ 7 －
8	障害者相談支援事業所	－ 8 ～ 9 －
※ 以下の各制度については、必要と認められた場合に利用することができます。		
利用に際しての手続等は、各担当部署にお問い合わせください。		
9	介護給付・訓練等給付及び障害児通所支援	－ 10 ～ 11 －
10	補装具費の支給	－ 12 －
11	地域生活支援	－ 12 ～ 13 －
12	すてっぷのーと「あゆむ」、災害時対応ノート・災害時ガイドブック	－ 14 －
13	マイナンバー（個人番号）を提示する際に必要な書類	－ 15 －

1 令和6年4月1日からの障害者総合支援法の対象疾病一覧（369 疾病）

※ 新たに対象となる疾病（3疾病）

△表記が変更された疾病（5疾病）

○ 障害者総合支援法独自の対象疾病（29疾病）

番号	疾病名	番号	疾病名
1	アイカルディ症候群	51	下垂体前葉機能低下症
2	アイザックス症候群	52	家族性地中海熱
3	I g A腎症	53	家族性低βリボタンバク血症1(ホモ接合体)
4	I g G 4 関連疾患	54	家族性良性慢性天疱瘡
5	亜急性硬化性全脳炎	55	カナバン病
6	アジソン病	56	化膿性無菌性関節炎・壊疽性膿皮症・アクネ症候群
7	アッシャー症候群	57	歌舞伎症候群
8	アトピー性脊髄炎	58	ガラクトース-1-リン酸ウリシルトランスフェラーゼ欠損症
9	アペール症候群	59	カルニチン回路異常症
10	アミロイドーシス	60	加齢黄斑変性 ○
11	アラジール症候群	61	肝型糖原病
12	アルポート症候群	62	間質性膀胱炎（ハンナ型）
13	アレキサンダー病	63	環状20番染色体症候群
14	アンジェルマン症候群	64	関節リウマチ
15	アントレー・ピクスラー症候群	65	完全大血管転位症
16	イソ吉草酸血症	66	眼皮膚白皮症
17	一次性ネフローゼ症候群	67	偽性副甲状腺機能低下症
18	一次性膜性増殖性糸球体腎炎	68	ギャロウェイ・モフト症候群
19	1 p 36欠失症候群	69	急性壊死性脳症 ○
20	遺伝性自己炎症疾患	70	急性網膜壊死 ○
21	遺伝性ジストニア	71	球脊髄性筋萎縮症
22	遺伝性周期性四肢麻痺	72	急速進行性糸球体腎炎
23	遺伝性腓炎	73	強直性脊椎炎
24	遺伝性鉄芽球性貧血	74	巨細胞性動脈炎
25	ウィーバー症候群	75	巨大静脈奇形（頸部口腔咽頭びまん性病変）
26	ウィリアムズ症候群	76	巨大動静脈奇形（頸部顔面又は四肢病変）
27	ウィルソン病	77	巨大膀胱短小結腸腸管蠕動不全症
28	ウエスト症候群	78	巨大リンパ管奇形（頸部顔面病変）
29	ウェルナー症候群	79	筋萎縮性側索硬化症
30	ウォルフラム症候群	80	筋型糖原病
31	ウルリッヒ病	81	筋ジストロフィー
32	HTRA1関連脳小血管病 △	82	クッシング病
33	HTLV-1 関連脊髄症	83	クリオピリン関連周期熱症候群
34	A T R - X 症候群	84	クリッペル・トレノネー・ウェーバー症候群
35	A D H 分泌異常症	85	クルーゾン症候群
36	エーラス・ダンロス症候群	86	グルコーストランスポーター 1 欠損症
37	エプスタイン症候群	87	グルタル酸血症1型
38	エプスタイン病	88	グルタル酸血症2型
39	エマヌエル症候群	89	クロウ・深瀬症候群
40	MECP2重複症候群 ※	90	クローン病
41	遠位型ミオパチー	91	クローンカイト・カナダ症候群
42	円錐角膜 ○	92	痙攣重積型（二相性）急性脳症
43	黄色靱帯骨化症	93	結節性硬化症
44	黄斑ジストロフィー	94	結節性多発動脈炎
45	大田原症候群	95	血栓性血小板減少性紫斑病
46	オクシピタル・ホーン症候群	96	限局性皮質異形成
47	オスラー病	97	原発性局所多汗症 ○
48	カーニー複合	98	原発性硬化性胆管炎
49	海馬硬化を伴う内側側頭葉てんかん	99	原発性高脂血症
50	潰瘍性大腸炎	100	原発性側索硬化症

1 令和6年4月1日からの障害者総合支援法の対象疾病一覧（369 疾病）

※ 新たに対象となる疾病（3疾病）

△表記が変更された疾病（5疾病）

○ 障害者総合支援法独自の対象疾病（29疾病）

番号	疾病名	番号	疾病名
101	原発性胆汁性胆管炎	151	若年性肺気腫
102	原発性免疫不全症候群	152	シャルコー・マリー・トゥース病
103	顕微鏡的大腸炎 ○	153	重症筋無力症
104	顕微鏡的多発血管炎	154	修正大血管転位症
105	高IgD症候群	155	ジュベール症候群関連疾患
106	好酸球性消化管疾患	156	シュワルツ・ヤンベル症候群
107	好酸球性多発血管炎性肉芽腫症	157	徐波睡眠期持続性棘徐波を示すてんかん性脳症
108	好酸球性副鼻腔炎	158	神経細胞移動異常症
109	抗糸球体基底膜腎炎	159	神経軸索スフェロイド形成を伴う遺伝性びまん性白質脳症
110	後縦靱帯骨化症	160	神経線維腫症
111	甲状腺ホルモン不応症	161	神経有棘赤血球症
112	拘束型心筋症	162	進行性核上性麻痺
113	高チロシン血症1型	163	進行性家族性肝内胆汁うっ滞症
114	高チロシン血症2型	164	進行性骨化性線維異形成症
115	高チロシン血症3型	165	進行性多巣性白質脳症
116	後天性赤芽球癆	166	進行性白質脳症
117	広範脊柱管狭窄症	167	進行性ミオクローヌステんかん
118	膠様滴状角膜ジストロフィー	168	心室中隔欠損を伴う肺動脈閉鎖症
119	抗リン脂質抗体症候群	169	心室中隔欠損を伴わない肺動脈閉鎖症
120	コケイン症候群	170	スタージ・ウェーバー症候群
121	コステロ症候群	171	スティーヴンス・ジョンソン症候群
122	骨形成不全症	172	スミス・マギニス症候群
123	骨髄異形成症候群 ○	173	スモン ○
124	骨髄線維症 ○	174	脆弱X症候群
125	ゴナドトロピン分泌亢進症	175	脆弱X症候群関連疾患
126	5p欠失症候群	176	成人発症スチル病 △
127	コフィン・シリズ症候群	177	成長ホルモン分泌亢進症
128	コフィン・ローリー症候群	178	脊髄空洞症
129	混合性結合組織病	179	脊髄小脳変性症(多系統萎縮症を除く。)
130	鰓耳腎症候群	180	脊髄髄膜瘤
131	再生不良性貧血	181	脊髄性筋萎縮症
132	サイトメガロウィルス角膜炎内皮炎 ○	182	セピアブテリン還元酵素（SR）欠損症
133	再発性多発軟骨炎	183	前眼部形成異常
134	左心低形成症候群	184	全身性エリテマトーデス
135	サルコイドーシス	185	全身性強皮症
136	三尖弁閉鎖症	186	先天異常症候群
137	三頭酵素欠損症	187	先天性横隔膜ヘルニア
138	CFC症候群	188	先天性核上性球麻痺
139	シェーグレン症候群	189	先天性気管狭窄症／先天性声門下狭窄症
140	色素性乾皮症	190	先天性魚鱗癬
141	自己貪食空胞性ミオパチー	191	先天性筋無力症候群
142	自己免疫性肝炎	192	先天性グリコシルホスファチジルイノシトール（GPI）欠損症
143	自己免疫性後天性凝固因子欠乏症	193	先天性三尖弁狭窄症
144	自己免疫性溶血性貧血	194	先天性腎性尿崩症
145	四肢形成不全 ○	195	先天性赤血球形成異常性貧血
146	シトステロール血症	196	先天性僧帽弁狭窄症
147	シトリン欠損症	197	先天性大脳白質形成不全症
148	紫斑病性腎炎	198	先天性肺静脈狭窄症
149	脂肪萎縮症	199	先天性風疹症候群 ○
150	若年性特発性関節炎	200	先天性副腎低形成症

1 令和6年4月1日からの障害者総合支援法の対象疾病一覧（369 疾病）

※ 新たに対象となる疾病（3疾病）

△表記が変更された疾病（5疾病）

○ 障害者総合支援法独自の対象疾病（29疾病）

番号	疾病名	番号	疾病名
201	先天性副腎皮質酵素欠損症	251	ドラベ症候群
202	先天性ミオパチー	252	中條・西村症候群
203	先天性無痛無汗症	253	那須・ハコラ病
204	先天性葉酸吸収不全	254	軟骨無形成症
205	前頭側頭葉変性症	255	難治頻回部分発作重積型急性脳炎
206	線毛機能不全症候群（カルタゲナー（Kartagener）症候群を含む。）	※	256 22q11.2欠失症候群
207	早期ミオクロニー脳症	257	乳幼児肝巨大血管腫
208	総動脈幹遺残症	258	尿素サイクル異常症
209	総排泄腔遺残	259	ヌーナン症候群
210	総排泄腔外反症	260	ネイルパテラ症候群（爪膝蓋骨症候群）/LMX1B関連腎症
211	ソトス症候群	261	ネフロン癆
212	ダイヤモンド・ブラックファン貧血	262	脳クレアチン欠乏症候群
213	第14番染色体父親性ダイソミー症候群	263	脳髄黄色腫症
214	大脳皮質基底核変性症	264	脳内鉄沈着神経変性症（※）
215	大理石骨病	△	265 脳表ヘモジデリン沈着症
216	ダウン症候群	○	266 膿疱性乾癬
217	高安動脈炎	267	嚢胞性線維症
218	多系統萎縮症	268	パーキンソン病
219	タナトフォリック骨異形成症	269	パージャー病
220	多発血管炎性肉芽腫症	270	肺静脈閉塞症／肺毛細血管腫症
221	多発性硬化症／視神経脊髄炎	271	肺動脈性肺高血圧症
222	多発性軟骨性外骨腫症	○	272 肺胞蛋白症（自己免疫性又は先天性）
223	多発性嚢胞腎	273	肺胞低換気症候群
224	多脾症候群	274	ハッチンソン・ギルフォード症候群
225	タンジール病	275	バッド・キアリ症候群
226	単心室症	276	ハンチントン病
227	弾性線維性仮性黄色腫	277	汎発性特発性骨増殖症
228	短腸症候群	○	278 PCDH19関連症候群
229	胆道閉鎖症	279	非ケトーシス型高グリシン血症
230	遅発性内リンパ水腫	280	肥厚性皮膚骨膜症
231	チャーシ症候群	281	非ジストロフィー性ミオトニー症候群
232	中隔視神経形成異常症/ドモルシア症候群	282	皮質下梗塞と白質脳症を伴う常染色体優性脳動脈症
233	中毒性表皮壊死症	283	肥大型心筋症
234	腸管神経節細胞減少症	284	左肺動脈右肺動脈起始症
235	TRPV4 異常症	※	285 ビタミンD依存性くる病/骨軟化症
236	TSH分泌亢進症	286	ビタミンD抵抗性くる病/骨軟化症
237	TNF受容体関連周期性症候群	287	ピッカースタッフ脳幹脳炎
238	低ホスファターゼ症	288	非典型溶血性尿毒症症候群
239	天疱瘡	289	非特異性多発性小腸潰瘍症
240	特発性拡張型心筋症	290	皮膚筋炎／多発性筋炎
241	特発性間質性肺炎	291	びまん性汎細気管支炎
242	特発性基底核石灰化症	○	292 肥満低換気症候群
243	特発性血小板減少性紫斑病	○	293 表皮水疱症
244	特発性血栓症（遺伝性血栓性素因によるものに限る。）	294	ヒルシュブルング病（全結腸型又は小腸型）
245	特発性後天性全身性無汗症	295	VATER症候群
246	特発性大腿骨頭壊死症	296	ファイファー症候群
247	特発性多中心性キャスルマン病	297	ファロー四徴症
248	特発性門脈圧亢進症	298	ファンconi貧血
249	特発性両側性感音難聴	299	封入体筋炎
250	突発性難聴	○	300 フェニルケトン尿症

1 令和6年4月1日からの障害者総合支援法の対象疾病一覧（369 疾病）

※ 新たに対象となる疾病（3疾病）

△表記が変更された疾病（5疾病）

○ 障害者総合支援法独自の対象疾病（29疾病）

番号	疾病名		番号	疾病名	
301	フォンタン術後症候群	○	351	4p欠失症候群	
302	複合カルボキシラーゼ欠損症		352	ライソゾーム病	
303	副甲状腺機能低下症		353	ラスムッセン脳炎	
304	副腎白質ジストロフィー		354	ランゲルハンス細胞組織球症	○
305	副腎皮質刺激ホルモン不応症		355	ランドウ・クレフナー症候群	
306	ブラウ症候群		356	リジン尿性蛋白不耐症	
307	ブラダー・ウィリ症候群		357	両側性小耳症・外耳道閉鎖症	○
308	プリオン病		358	両大血管右室起始症	
309	プロピオン酸血症		359	リンパ管腫症/ゴーハム病	
310	PRL分泌亢進症（高プロラクチン血症）		360	リンパ脈管筋腫症	
311	閉塞性細気管支炎		361	類天疱瘡（後天性表皮水疱症を含む。）	
312	β-ケトチオラーゼ欠損症		362	ルビンシュタイン・ティビ症候群	
313	ベーチェット病		363	レーベル遺伝性視神経症	
314	ベスレムミオパチー		364	レシチンコレステロールアシルトランスフェラーゼ欠損症	
315	ヘパリン起因性血小板減少症	○	365	劣性遺伝形式をとる遺伝性難聴	○
316	ヘモクロマトーシス	○	366	レット症候群	
317	ペリー病	△	367	レノックス・ガストー症候群	
318	ペルーシド角膜辺縁変性症	○	368	ロスマンド・トムソン症候群	
319	ペルオキシソーム病（副腎白質ジストロフィーを除く。）		369	肋骨異常を伴う先天性側弯症	
320	片側巨脳症				
321	片側痙攣・片麻痺・てんかん症候群				
322	芳香族L-アミノ酸脱炭酸酵素欠損症				
323	発作性夜間ヘモグロビン尿症				
324	ホモシスチン尿症				
325	ポルフィリン症				
326	マリネスコ・シェーグレン症候群				
327	マルファン症候群/ロイス・ディーツ症候群	△			
328	慢性炎症性脱髄性多発神経炎／多巣性運動ニューロパチー				
329	慢性血栓塞栓性肺高血圧症				
330	慢性再発性多発性骨髄炎				
331	慢性膵炎	○			
332	慢性特発性偽性腸閉塞症				
333	ミオクロニー欠伸てんかん				
334	ミオクロニー脱力発作を伴うてんかん				
335	ミトコンドリア病				
336	無虹彩症				
337	無脾症候群				
338	無βリポタンパク血症				
339	メーブルシロップ尿症				
340	メチルグルタコン酸尿症				
341	メチルマロン酸血症				
342	メビウス症候群				
343	メンケス病				
344	網膜色素変性症				
345	もやもや病				
346	モワット・ウイルソン症候群				
347	薬剤性過敏症症候群	○			
348	ヤング・シンプソン症候群				
349	優性遺伝形式をとる遺伝性難聴	○			
350	遊走性焦点発作を伴う乳児てんかん				

(※) 旧対象疾病番号 159（神経フェチリン症）は対象疾病番号 264（脳内鉄沈着神経変性症）に統合。

(※) 一覧には代表的な疾病名が記載されており、内含する疾病名までは記載されておりません。各疾病の詳細については、難病情報センターのホームページ（<https://www.nanbyou.or.jp/>）等をご確認ください。

2 指定難病特定医療費の助成

国が定めた難病に罹患し、医療機関においてその治療を受けている方に対し、病病状が一定の基準を満たす場合に医療費の自己負担分の一部を公費で負担します。

対象者	国が定めた難病に罹患し、その治療を受けている方 ※対象となる疾患名等については、以下までお問い合わせください。
窓口	茨城県つくば保健所健康増進課 電話 029-851-9291、FAX 029-851-5680

※お手続きに際してマイナンバー（個人番号）の提示が必要です。巻末のご案内をご覧ください。

3 難病患者福祉金

茨城県の保健所長発行の「指定難病特定医療費受給者証」又は「一般特定疾患医療受給者証」をお持ちの方に支給されます。

対象者	支給月額	支給方法
つくば市の住民基本台帳に登録されている方で茨城県の保健所長発行の「指定難病特定医療費受給者証」又は「一般特定疾患医療受給者証」をお持ちの方（生活保護法による扶助を受けている方を除く）	3,000 円	年 2 回 9・3 月（口座振込）
必要書類等	「指定難病特定医療費受給者証」又は「一般特定疾患医療受給者証」の写し（申請日時点で有効なもの）、本人名義の預金通帳	
窓口	障害福祉課 電話 029-883-1111（代）  電子申請フォームはこちら	

※本制度は、毎年度申請が必要となります。

4 小児慢性特定疾病医療費の助成

小児慢性疾病の内、以下に掲げる疾患について、医療費の自己負担分の一部を公費で負担します。

対象者	特定の疾患に罹患している 18 歳未満の小児（更新申請の場合は 20 歳未満）※対象となる疾患名等については、以下までお問合せください。
窓口	茨城県つくば保健所健康増進課 電話 029-851-9291、FAX 029-851-5680

※お手続きに際してマイナンバー（個人番号）の提示が必要です。巻末のご案内をご覧ください。

5 いばらき身障者等用駐車場利用証制度

公共施設や店舗などにある身障者等用駐車場を必要としている方が利用しやすい環境を整備するため、障害者手帳交付者などを対象に利用証を交付します。

対象者〔障害〕	身体障害者手帳	視覚、聴覚または平衡機能の障害	視覚障害：4級以上、聴覚障害：3級以上 平衡機能障害：5級以上
		肢体不自由	上肢機能障害：2級以上、下肢機能障害：6級以上 移動機能障害：6級以上、体幹機能障害：5級以上
		内部障害	心臓機能障害、じん臓機能障害、呼吸器機能障害、ぼうこうまたは直腸機能障害、小腸機能障害、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害、肝臓機能障害 各4級以上
	療育手帳		「A」及び「A」
	精神障害者保健福祉手帳		1級
必要書類等		障害者手帳	※代理人申請の場合、代理人の本人確認書類が必要
対象者〔難病〕		指定難病特定医療費受給者証等を交付された方、小児慢性特定疾病医療受給者証を交付された方	
必要書類等		上欄掲載の各受給者証（※代理人申請の場合、代理人の本人確認書類が必要）	
申請・交付・返却		障害者地域支援室	電話 029-883-1111（代）
制度のお問合せ		県福祉部長寿福祉課	電話 029-301-3326 FAX 029-301-3349

6 ヘルプマーク・ヘルプカード

義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、妊娠初期の方、又は、認知症の方など援助や配慮を必要としていることが外見からは分からない方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくなるよう、作成されたマークです。

対象者	市内在住の方で、義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、妊娠初期の方、又は、認知症の方など援助や配慮を必要としていることが外見からは分かりにくい方。
必要書類等	ヘルプマーク申請書
窓口	障害者地域支援室 電話 029-883-1111（代）

7 障害福祉サービスの概要（難病）

「障害福祉サービス等の対象となる疾病【366 疾病】」（※1～4 ページ参照）に罹患している方は、障害支援区分認定や支給認定などの手続きにより、必要と認められたサービスを利用できます。

障害者総合支援法等のサービス体系

障害福祉サービス：9～10 ページ

〈介護給付〉

- ・ 居宅介護（ホームヘルプ）
- ・ 同行援護
- ・ 行動援護
- ・ 療養介護
- ・ 生活介護
- ・ 短期入所
- ・ 重度訪問介護
- ・ 施設入所支援
- ・ 重度障害者等包括支援

〈訓練等給付〉

- ・ 自立訓練（機能訓練・生活訓練）
- ・ 就労移行支援
- ・ 就労継続支援
- ・ 共同生活援助（グループホーム）
- ・ 就労定着支援
- ・ 自立生活援助

地域生活支援事業：12～13 ページ

- ・ 相談支援
- ・ 意思疎通支援
- ・ 日常生活用具給付
- ・ 日中一時預かりサービス
- ・ 地域活動支援センター
- ・ 成年後見制度利用支援 等

相談支援：8 ページ

- ・ 地域移行支援
- ・ 地域定着支援
- ・ サービス利用支援、継続サービス利用支援

補装具：12 ページ

障害児が対象となるサービス：9～10 ページ

〈障害児通所支援〉

- ・ 児童発達支援
- ・ 放課後等デイサービス
- ・ 保育所等訪問支援
- ・ 居宅訪問型児童発達支援

〈障害児相談支援〉

- ・ 障害児支援利用援助
- ・ 継続障害児支援利用援助

〈障害児入所支援〉

- ・ 福祉型障害児入所施設
- ・ 医療型障害児入所施設

※障害児入所支援に関しては、児童相談所が窓口となります。

○利用者負担は、世帯の市町村民税額により決まります。

8 障害者相談支援事業所

相談支援専門員が、障害者（児）やその家族などの相談に応じ、必要な情報の提供や助言を行います。

事業所名	種別			所在地	連絡先
	一	特	児		
つくば市社会福祉協議会 障害者相談支援事業所	○	○	○	つくば市台町1-2-2 福祉支援センターやたべ内	電話 029-896-3352 FAX 029-896-3353
筑峯学園	○	○	○	つくば市平沢655-4	電話 029-867-5881 FAX 029-867-1968
つくばライフサポートセンター みどりの	○	○	○	つくば市みどりの1-32-9	電話 029-836-7200 FAX 029-836-7204
サポートプラザつくば	○	○	○	つくば市水守1189-5 つくば総合福祉センター内	電話 029-867-7170 FAX 029-867-7175
みもり園	/	○	○	つくば市水守859-4	電話 029-850-9030 FAX 029-869-0535
相談支援事業所 ひまわり	/	○	/	つくば市上横場2236-1	電話 029-828-7211 FAX 029-839-0511
障害者相談支援事業所 かえで	/	○	○	つくば市要1187-299 筑波記念病院内	電話 029-864-1212 FAX 029-877-4688
相談支援事業所 つくば根	/	○	/	つくば市小和田366	電話 029-867-1200 FAX 029-867-4744
サポートセンター きずな	/	○	○	つくば市大曾根3975-2	電話 029-875-5377 FAX 029-875-3285
相談支援事業所 ごきげんファーム	/	○	○	つくば市大角豆2168-1	電話 029-875-5660 FAX 029-875-5679
Growing	/	○	○	つくば市みどりの南25-3	電話 080-9416-8036 FAX 029-307-8138
特定相談支援事業所 KARIN	/	○	/	つくば市田倉4725	電話 029-847-2631 FAX 029-847-9590
総合支援事業所 ワークイノベーションセンター	/	○	/	つくば市大白谿341	電話 029-875-7627 FAX 029-875-7628
つくば市 障害児相談支援事業所	/	○	○	つくば市研究学園1-1-1	電話 029-883-1111 FAX 029-868-7544
あいホームつくば	/	○	/	つくば市今鹿島5703-7	電話 029-847-5101 FAX 029-847-5102
指定特定相談支援事業所 Sunlight	/	○	/	つくば市上横場2455-5	電話 029-886-8275
ゆあぷらん	/	○	○	つくば市二の宮1-21-3-203	電話 090-7818-5800 FAX 029-886-8276
こどもサークルつくば相談支援センター	/	/	○	つくば市鬼ヶ窪1047-1 こどもサークルつくばつなぐ園内	電話 080-6785-5103
カフェベルガ	/	○	○	つくば市天久保1-13-1 2F	電話 029-893-2764 FAX 029-893-2764
相談支援事業所 孚	/	○	○	つくば市谷田部1144-37	電話 090-3312-1184
相談支援事業所 1up S.S.D	/	○	○	つくば市二の宮3-25-1 CASAアモールⅡ 105号室	電話 029-896-3162
相談支援あおいぞう	/	○	○	つくば市吾妻3-13-3 吾妻・レジデンス103号	電話 029-844-9128 FAX 029-844-9128
相談支援事業所 雅	/	○	○	つくば市長高野3-18-3 小川ビル2F	電話 029-886-9100 FAX 029-886-9100
相談支援事業所 ステップアップ	/	○	○	つくば市稲荷前30-11	電話 080-7180-3037

事業所名	種別			所在地	連絡先
	一	特	児		
相談支援事業所 スマイル	/	○	○	つくば市森の里35-1	電話 080-6442-8594 FAX 029-875-4578
相談支援事業所 エンジェル	/	○	○	つくば市桜が丘25-26	電話 090-9582-5616
相談支援事業所 さつき園	/	○	○	つくば市上郷1430-4	電話 029-896-6859 FAX 029-896-6860
特定・障害児相談支援事業所 創愛	/	○	○	つくば市要554-7	電話 029-875-5333 FAX 029-875-5333

※各事業所によって対象とする障害や相談できる時間等が異なります。詳しくは、直接各事業所へお問い合わせください。

＜どんなことを相談できるの？＞

- ① 福祉サービスの利用援助、②社会資源を活用するための支援、③社会生活力を高めるための支援、④障害者やその家族の権利の擁護のために必要な支援、⑤専門機関の紹介

事業所種別：障害者相談支援事業所には3つの種別があり、以上の相談に加えて、それぞれ以下のようなサービスを行います。

事業所種別	主なサービス内容
(一) 指定一般相談支援事業者	障害者支援施設等に入所している方や精神科病院に入院している方が、地域生活へ移行するための支援や、居宅において一人暮らしをしている方等の夜間や緊急時等における支援を行います。
(特) 指定特定相談支援事業者	障害のある方が障害福祉サービスを利用する前に、サービス等利用計画を作成し、一定期間ごとにモニタリングを行う等の支援を行います。
(児) 指定障害児相談支援事業者	障害のある児童が障害児通所支援(児童発達支援や放課後等デイサービス等)を利用する前に、障害児支援利用計画を作成し、一定期間ごとにモニタリングを行う等の支援を行います。

9 介護給付・訓練等給付のサービス及び障害児通所支援

障害のある人が地域で自立した生活がおくれるよう、総合的な障害福祉サービスを提供します。在宅で訪問を受けたり、通所等で利用するサービスと、入所施設で行うサービスがあります。

<サービスの種類>

介護給付：障害程度が一定以上の方に、生活上・療養上必要な介護を行います。

サービス名	サービス内容
居宅介護(ホームヘルプ)	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
重度訪問介護	重度の障害があり常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援等を総合的に行います。
行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。
重度障害者等包括支援	介護の必要性がとても高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。
短期入所(ショートステイ)	自宅で介護する人が病気の場合等に、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。
生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。
施設入所支援	障害者支援施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
同行援護	視覚障害により移動が困難な人に同行して、視覚情報の提供等の支援を行います。

訓練等給付：身体的、又は社会的なリハビリテーションや就労につながる支援を行います。

サービス名	サービス内容
自立訓練(機能訓練・生活訓練)	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援(A型・B型)	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労定着支援	就労移行支援等の利用を経て一般就労に移行した人に対し、対面による相談等や企業への訪問を行います。
共同生活援助(グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、入浴・排せつ・食事の介護や日常生活上の援助を行います。
自立生活援助	障害者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへ移行した人や、現に一人で暮らしていて支援が必要な人に定期的な居宅訪問による支援を行います。

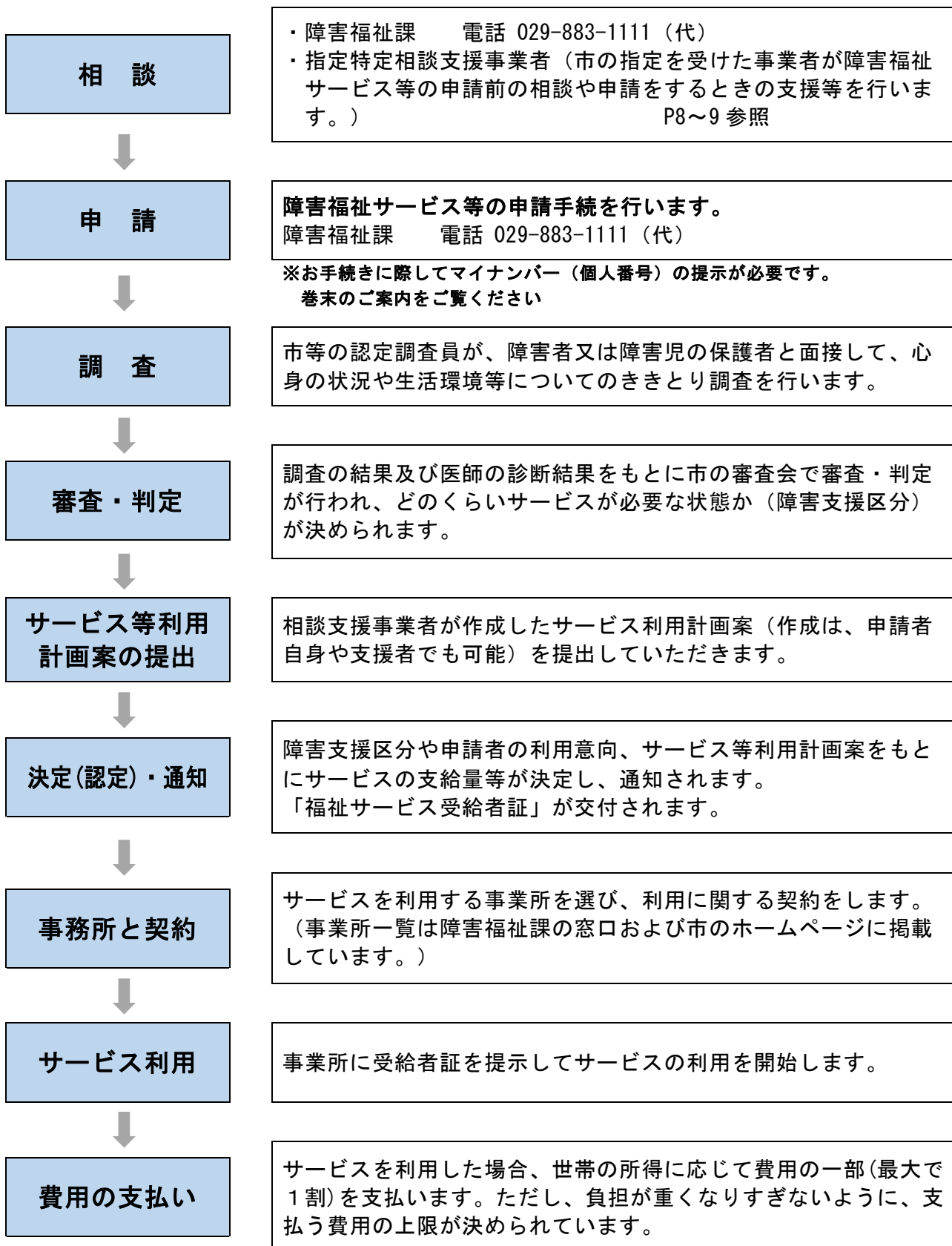
障害児通所支援：通所利用の障害児に対して、日常生活の自立や個々の発達を促すため、療育指導等を行います。

サービス名	サービス内容
児童発達支援	障害児に、日常生活における基本的な動作の指導、知識や技術を身につけるほか、集団生活への適応訓練を行います。
放課後等デイサービス	就学中の障害児に授業の終了後又は夏休み等の休業日に生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流促進等を行います。
保育所等訪問支援	保育所等に通う障害児に、その施設を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障害等により外出が著しく困難な障害児に対して、居宅を訪問して発達支援を提供します。

＜障害福祉サービス及び障害児通所支援の利用のしかた＞

障害福祉サービス等を利用するためには、事前の申請等の手続きが必要になります。申請からサービスを利用するまでの流れをご説明します。

※介護給付と訓練等給付で、手続きの流れが異なります。詳しくはお問い合わせください。



9 補装具費の支給

身体障害者（児）や難病患者の方の不自由なところを補い、日常生活や職場での作業を容易にするために、必要な補装具の購入、借受け又は修理に係る費用の一部を公費で負担します。**※必ず修理・購入前にご相談ください。**

対象者	身体障害者手帳を持っている方 <身体障害者(児)> 難病の疾患による障害のある方 <難病> ※ただし、障害者本人又は配偶者（障害児の場合は世帯全員）のうち、市町村民税所得割の最多納税者の税額が46万円以上の場合は、対象となりません。
自己負担額	原則として、費用の1割が自己負担となります（所得等に応じて負担の上限があります）。ただし、費用が基準額を超えた場合、基準額の1割及び基準額を超えた費用が原則として自己負担となります。
必要書類等	身体障害者手帳 <身体障害者(児)> 対象疾患に罹患していることがわかるもの <難病> ※他に印かん、補装具意見書等 ※支給対象者及び保護者について個人番号の提示が必要です。（巻末を参照ください）
窓口	障害福祉課 電話 029-883-1111（代）
備考	介護保険法等による給付の対象とならない場合に限りします。

<補装具の種類>

障害名	種類
肢体不自由 関係	義肢、装具、車いす、電動車いす、歩行器、座位保持装置、歩行補助つえ（一本杖を除く）、重度障害者用意思伝達装置
視覚障害関係	視覚障害者安全つえ、義眼、眼鏡
聴覚障害関係	補聴器、人工内耳（一部の修理のみ）
身体障害児及び対象疾患 に罹患している児のみ	座位保持いす、起立保持具、頭部保持具、排便補助具

10 地域生活支援

○ 日中一時預かりサービス利用費の助成

つくば市障害者日中一時支援事業の協定事業者から、介護対象者が日中一時預かりサービスの提供を受けた場合に、市が定める範囲内で助成金を支給する事業です。

■日中一時預かりサービス：施設等において一時的に障害者等を預かり、その介護を行うサービスです。（※宿泊を伴わないものに限りします。）

受給対象者	次のいずれかに該当する介護対象者を居宅において介護している方 ① 障害福祉サービスの短期入所の支給決定を受けている方 ② 身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳・療育手帳のいずれかの交付を受けている18歳未満の方 ③ 医師の診断書により心身に障害があると認められる18歳未満の方
手続及び 利用方法	利用方法等に一定の条件がありますので、詳細については、お問い合わせください。
協定事業所	市障害福祉課ホームページを参照してください。 ※インターネットに接続できる環境のない方は、障害福祉課までお問い合わせください。
窓口	障害福祉課 電話 029-883-1111（代）

※お手続きに際してマイナンバー（個人番号）の提示が必要です。巻末のご案内をご覧ください。

○ 日常生活用具の給付

日常生活がより円滑に過ごせるように必要に応じて、日常生活用具が給付されます。

※必ず購入の前にご相談ください。

自己負担額	原則として、費用の1割が自己負担となります。ただし、費用が基準額を超えた場合、基準額の1割及び基準額を超えた費用が自己負担となります。
必要書類等 (障害)	証明となるもの（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳）、印かん、世帯の課税状況を証明できるもの
必要書類等 (難病)	対象疾患に罹患していることがわかるもの、難病患者日常生活用具給付用医師意見書、印かん、世帯の課税状況を証明できるもの
(共通)	※給付対象者について個人番号の提示が必要です。（巻末をご参照ください）
窓口	障害福祉課 電話 029-883-1111（代）
備考	介護保険法の対象となる方、医療機関に入院中の方、福祉施設に入所中の方及び3歳未満の方等は対象とならない場合があります。耐用年数内の再給付については、個別にご相談ください。

＜難病＞※審査の結果、対象外となることがあります

令和6年4月現在

品目	対象者	耐用年数	基準額
便器	常時介護を要する者	8年	手すりのないもの 4,450円 手すり付きのもの 9,850円
特殊マット	寝たきりの状態にある者	5年	50,000円
特殊寝台	寝たきりの状態にある者	8年	154,000円
特殊尿器	自力で排尿できない者	5年	67,000円
体位変換器	寝たきりの状態にある者	5年	15,000円
入浴補助用具	入浴に介助を要する者	8年	90,000円
移動・移乗支援用具	下肢が不自由な者	8年	60,000円
電気式たん吸引器	呼吸器機能に障害のある者	5年	56,400円
ネブライザー（吸入器）	呼吸器機能に障害のある者	5年	36,000円
発動発電機	人工呼吸器、電気式たん吸引器等装着している者	—	100,000円
移動用リフト	下肢または体幹機能に障害のある者	4年	159,000円
居宅生活動作補助用具	下肢または体幹機能に障害のある者	—	200,000円
特殊便器	上肢機能に障害のある者（当該用具により介助者なしで排せつ処理が可能になる者）	8年	151,200円
訓練用ベット	下肢または体幹機能に障害のある者	8年	159,200円
自動消火器	火災発生の感知及び避難が著しく困難な難病患者等のみの世帯及びこれに準ずる世帯に属する者	8年	28,700円
動脈血中酸素飽和度測定器（パルスオキシメーター）	人工呼吸器の装着が必要な者	5年	157,500円
T字状・棒状のつえ	下肢または体幹機能に障害のある者	3年	木製のもの 2,200円 軽金属のもの 3,000円

つくば市サポートブック



すてっぷのーとあゆむ

★つくば市サポートブック「すてっぷのーと あゆむ」とは…

お子さんに関わる方々（保育所、幼稚園、学校、福祉サービス事業所など）が連携し、お子さんが一貫した支援を受けられるようにするための冊子です。

「すてっぷのーと あゆむ」は保護者が作成、管理しながらご活用ください。作成は保護者のみではなく、お子さんと関わる方々と考え、相談しながら作成してもよいと思います。全ての項目を記入する必要はありませんので、必要と思われる項目のみ記入してご活用ください。

なお、個人情報を含んだ冊子となりますので、使用の際には情報の管理に十分ご注意ください。

さあ、あなたも、お子さんの健やかな成長を願って「すてっぷのーと あゆむ」を作成・活用してみませんか？

「すてっぷのーと あゆむ」は、つくば市障害福祉課、つくば市福祉支援センターさくら・とよさとくきざきにご用意しています。

※市ホームページからもダウンロード可(Word版)。「つくば市 あゆむ」で検索！

<https://www.city.tsukuba.lg.jp/soshikikarasagasu/fukushibushogaifukushika/gyomuannai/2/1/1017692.html>

<すてっぷのーと あゆむ>
表紙(見本)



障害がある人と支援を行う人のための 防災ガイドブック

★障害がある人と支援を行う人のための防災ガイドブック

このガイドブックは、障害のある人と支援者が災害への「自助」の力を高めるために参考にしたい備え、避難計画、障害種別ごとに気を付けることなどを掲載しています。支援の手が必要な人が災害時に取り残されることがないように「自助」の力を高め「共助」「公助」と円滑に連携が図れるよう、本ガイドブックをご活用ください。

※「全体版」と「本人用」があります。「本人用」は障害のある人本人の備えに関する内容を中心に掲載し、主要ページにフリガナをふっています。

医療的ケアを必要とする方と家族のための 災害時対応ノート・災害時ガイドブック



★「医療的ケアを必要とする方と家族のための災害時対応ノート」

このノートは、医療的ケアを必要とする方一人一人の状況に合わせ、災害時の備えとしてご自身で作成するものです。普段必要としている医療的ケアの内容や、災害が起こった際の避難の計画、災害時に連絡する関係者リスト、電源の確保方法等を記入し、いざという時に役立てていただくことを目的としています。作成に際して分からないことがあれば、医療的ケア児等相談窓口にお問い合わせください。

★「災害時ガイドブック」～在宅で医療的ケアを必要とする方用～

医療的ケアを必要とする方は様々な機器を使用しており、長時間の停電や断水は生命の危機に直結しかねません。「災害時ガイドブック」には、いざという時に「自助」の力を発揮するための情報などを掲載しています。災害時対応ノートと合わせてご利用ください。

災害時対応ノート・災害時ガイドブックともに市ホームページからダウンロード可能です。

【お問合せ先】

つくば市福祉部障害福祉課

電話 029-883-1111(代) FAX 029-868-7544

メール wef023@city.tsukuba.lg.jp (すてっぷのーとあゆむについて)

wef025@city.tsukuba.lg.jp (災害時対応ノート等について)



「すてっぷのーと あゆむ」「災害時ガイドブック」
「災害時対応ノート」「障害者福祉ガイドブック」
に移行できます。

○ マイナンバー（個人番号）を提示する際に必要な書類

◇マイナンバー（個人番号）提示が必要な手続きでは、ご提示いただく「個人番号の確認」と提示される方の「身元確認」が必要となります。

申請書類提出者	申請者の「個人番号の確認」に必要なもの	番号を提示する方の「身元確認」に必要なもの
申請者本人等	申請者の個人番号カード （一枚で「個人番号の確認」と「身元確認」の両方が可能です）	
	申請者の個人番号通知カード 等 	<u>1点でよいもの（顔写真つきの証明書）</u> ・申請者の運転免許証 ・申請者の旅券 ・申請者の障害者手帳（写真付のもの） 等 <u>2点以上必要になるもの</u> ・申請者の健康保険証 ・申請者の障害者手帳（写真付でないもの） ・申請者の受給者となっている各種受給者証 ・申請者の年金手帳 ・申請者の住民票 等
郵 送	※郵送による申請の場合は、上各書類の写しを添付してください。	
代理人	以下のいずれか1点 ・申請者の個人番号カード（写し可） ・申請者の個人番号通知カード（写し可） ※ 代理権を確認するため「 委任状 」等の提示が आवश्यकとなります。	<u>1点でよいもの（顔写真つきの証明書）</u> ・代理人の運転免許証 ・代理人の個人番号カード ・代理人の旅券 ・代理人の障害者手帳（写真付のもの） 等 <u>2点以上必要になるもの</u> ・代理人の健康保険証 ・代理人の障害者手帳（写真付でないもの） ・代理人の受給者となっている各種受給者証 ・代理人の年金手帳 ・代理人の住民票 等

※ 個人番号の提示が必要な手続きには、主に次のようなものがあります。

障害福祉課が担当する手続き	身体障害者手帳に関する申請
	精神障害者保健福祉手帳に関する申請
	自立支援医療（更生医療、育成医療、精神通院医療）に関する申請
	補装具費の支給申請
	日常生活用具の給付申請
	特別児童扶養手当，特別障害者手当，障害児福祉手当に関する申請
	訪問入浴サービスの申請
	日中一時預かりサービスの申請
	移動支援サービスの申請
	障害福祉サービスの申請
	障害児通所支援（就学前・就学後児童）の申請

※これらの手続き以外でも個人番号の提示が必要となる場合があります。また、手続きによってマイナンバー（個人番号）の提示が必要となる方が異なります。

ご不明な点については、各手続きの担当までお気軽にお問い合わせください。

最寄りの「相談支援事業所」をご利用ください。

※ 相談支援事業所は、つくば市基幹相談支援センターの身近な相談窓口です。

相談支援専門員が障害者（児）やその家族などの相談に応じ、必要な情報の提供や助言を行います。

事業所名	所在地	連絡先
つくば市社会福祉協議会 障害者相談支援事業所	つくば市台町 1-2-2 福祉支援センターやたべ内	電話 029-896-3352 FAX 029-896-3353
筑峯学園	つくば市平沢 655-4	電話 029-867-5881 FAX 029-867-1968
つくばライフサポートセンター みどりの	つくば市みどりの 1-32-9	電話 029-836-7200 FAX 029-836-72040
サポートプラザつくば (つくば総合福祉センター内)	つくば市水守 1189-5	電話 029-867-7170 FAX 029-867-7175

障害福祉全般に関する相談窓口

(※障害者差別に関する相談も受け付けております)

○ つくば市役所障害者地域支援室（つくば市基幹相談支援センター）

[所在地]

〒305-8555

つくば市研究学園一丁目1番地1（つくば市役所2階40番窓口）

[連絡先]

電話 029-883-1111（代表）

ファックス 029-868-7544

[つくば市公式ホームページ]

<http://www.city.tsukuba.lg.jp/>

「障害者福祉ガイドブック」

編集・発行／つくば市福祉部 障害者地域支援室